

公益社団法人東京都介護福祉士会 理事選出に関する内規

(目的)

第1条 定款第24条に規定する理事の選出を円滑に行う為に本内規を定める。

(理事選出委員会)

第2条 理事会は、正会員の中から理事選出委員3名を委嘱し、理事選出委員会を組織する。

2 理事選出委員会は、理事候補者の決定に関する事務を行う。

3 理事選出委員会は、委員の互選により委員長1名を選出する。委員長は理事選出委員会を代表し、業務運営の責を負う。

4 理事選出委員会は、理事候補者の決定を行うものとする。

(理事候補者の決定)

第3条 正会員理事候補者の決定の際には、別紙に定めるように学識経験者、介護福祉士養成施設教員と現場介護職員など複数の背景を持ったものにより理事を構成すること。

2 別紙の地域ブロック会・青年部などからの推薦を受けるなど均衡を図ること。

3 外部理事においては、関係団体からの推薦を受けるものとする。

(正会員理事の立候補)

第4条 正会員理事に立候補する者は正会員5名の推薦人の署名を添え、当該年度の前年度3月31日までに、別に定める理事立候補届け出書にて理事選出委員会に提出するものとする。

2 立候補する正会員及び推薦人は当該年度の前年度の会費の納入をその年度の10月31日までにしているものとする。

(理事の選定)

第5条 理事の選定は、定款24条の1項に基づき、総会において審議決定する。

(内規の改廃)

第6条 本内規の改廃については理事会で決定する。

付則 本内規は、平成29年4月1日より適用する。

第6回理事会（平成29年3月8日）決定

別紙 (30-31 年度)

職種	人数 (名)
学識経験者	2-3
介護福祉士養成施設教員	2-4
現場介護職員	2-4
地域ブロック会等	5
外部理事	3-4

(地域ブロック会等)

地域ブロック会等	推薦人数 (名)
西東京ブロック会	1
町田ブロック会	1
調布ブロック会	1
八王子ブロック会	1
青年部	1